

お申込みの前に必ずお読みください。

京成トラベルサービス 国内募集型企画旅行 取引条件説明書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書の一部です。契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、京成トラベルサービス株式会社（以下「当社」といいます）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。また旅行契約内容・条件は、募集広告（ホームページ、パンフレット等）の各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

1. 旅行のお申込み方法

(1) 当社所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

宿泊付旅行		日帰り旅行	
旅行代金	申込金(おひとり)	旅行代金	申込金(おひとり)
30,000円未満	6,000円	10,000円未満	3,000円
30,000円以上 60,000円未満	12,000円	10,000円以上 30,000円未満	6,000円
60,000円以上 100,000円未満	20,000円	30,000円以上	9,000円
100,000円以上 150,000円未満	30,000円		
150,000円以上	代金の20%		

(2) 当社及び旅行パンフレットの受託販売欄に記載された当社の受託旅行業者の営業所（以下「当社」といいます）は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は、当社らの営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、インターネットその他の通信手段は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 通信契約により契約の締結をご希望されるお客様は次のほか、第2項(2)、第12項(1)及び第17項(2)によります。
① 当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の部（申込金）等のお支払いを受けられることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無名取扱い特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の都合等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込み無し、お客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
③ 通信契約の「カード利用日」とは、お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払戻すべき額を通知した日となります。
④ 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. 契約の成立時期とウェイトイングの取扱について

(1) お客様との旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立します。
① 店頭（及び当社らの外務員による訪問販売）の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第1項(1)の申込金を受理した時。
② 電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当る日までに当社らがお客様に第1項(1)の申込金を受理した時。
③ 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。当社らにできない場合は、当社がウェイトイング扱いの場合、お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社が承諾しお客様が希望する場合は、期限を限ってウェイトイング扱いのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも、申込書の提出と申込金相当額を預り金として申し付けます。但し、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング扱いの登録解除のお申し出があった場合」又は「期限までに予約可能とならなかった場合は」、当該預り金を全額払い戻します。なお、ウェイトイング扱いは旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
(4) ウェイトイング扱いの場合の契約は、当社がお客様へ予約可能となった旨の通知を行い契約締結のご承諾をいただいた後、当該預り金を申込金として成立するものとします。

3. お申込み条件

(1) 18歳未満の方は親権者の同意書が必要ですが、15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします（但し一部のコースを除きます）。
(2) 最少催行人員は、旅行パンフレットに記載します。
(3) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもち旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
(4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書のご提出、コースの一部について内容を変更することを条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
(5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、ご参加をお断りする場合があります。当社に対して暴力の要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損もしくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。
(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
(7) お客様の都合により別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(9) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約責任者によるお申込み

(1) 当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間でを行います。
(2) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
(3) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(4) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 確定書面の交付

(1) 当社らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況に記載した確定書面を速くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、旅行メール等でご案内する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。
(2) コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合は、旅行パンフレットに記載します。

6. 旅行代金の適用及びお支払い期限

(1) 特に注釈のない限り、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は子ども代金となります。ただし、満3歳以上6歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・寝具等必要とする場合は、子ども代金を適用します。
(2) 旅行代金におとな・子どもの区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。航空機利用の場合本項(1)の幼児も当該旅行代金を適用します。
(3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
(4) 旅行代金は、利用便の選択、利用便の等級の選択、宿泊施設指定の選択、1人部屋追加代金、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。1人部屋追加代金は大人、子ども一律、1名様代金です。
(5) 旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、「取消料」、第13項(1)の「違約金」及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告（ポスター、パンフレット、ホームページ等）における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

(6) 旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料、消費税等の諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。
(2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
(3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）。
(2) 宿泊施設利用における宿泊税、空港施設利用料等（ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます）。
(3) クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
(4) ご希望者のみご参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金。
(5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
(6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
(7) 特別な配慮・処置に要した費用。

9. 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
(2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。
(3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第9項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用（当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）に増額又は減額が生じる場合には、当社はその差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
(5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後当社に責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

11. お客様の交換

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料として所定の金額をお支払いいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に關する費用を請求する場合があります。）また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けられた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

12. お客様による契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様は、いつでも第14項に定める取消料を当社らに支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、インターネットその他の通信手段は、翌営業日の受付となります）。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。
(2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
② 第10項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、お客様のほかのお客様に迷惑を及ぼし、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
④ 当社がお客様に対し、第5項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

13. 当社による契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様が第6項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2) 当社、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
① お客様が当社らあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれが大きいと認められたとき。
④ お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤ お客様の人数が旅行パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行については3日前）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しなくなったとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(4) お客様が本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払戻します。
(5) お客様が第3項(5)に該当することが判明したとき。この場合、取消料はお支払いいただきます。

14. 取消料

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除された場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりの）ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
① 20日目に当たる日より前	無料	無料
② 20日目に当たる日以降 8日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
① 10日目に当たる日より前	無料	旅行代金の20%
② 10日目に当たる日以降 8日目に当たる日まで		
③ 7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%	
④ 前日	旅行代金の40%	
⑤ 当日	旅行代金の50%	
⑥ 無連絡不参加又は旅行開始後	旅行代金の100%	

* 出発日、コース、利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。ただし、旅行パンフレットの「取消料等」に当社の定める期間を記載している旅行代金に対しては、当該期限の変更はできません。
* 当社の責とならぬ理由等による取消料の場合も表記取消料をいただきます。
* 旅行開始後とは当該旅行のサービスの提供を開始したときをいいます。

15. お客様による契約の解除（旅行開始後）

(1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領せず、又は途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切

